

## 【重要事項説明書】

指定介護予防訪問看護ステーション・指定訪問看護ステーション  
あすか訪問看護ステーションのご案内  
【 事業所番号：3460290848 】

### <事業者概要>

事業者	医療法人あすか
代表	理事長 高橋 祐輔
住所	広島市安佐南区緑井二丁目12番25号
連絡先	TEL：082-879-3143 FAX：082-879-3190
設立年月日	平成1年2月16日

### <事業所概要>

事業所	あすか訪問看護ステーション			
住所	広島市安佐南区緑井二丁目11番11-102号			
連絡先	TEL：082-831-5560 FAX：082-831-5561			
開設日	平成28年6月1日			
営業日	月曜日から土曜日			
営業時間	9:00～18:00			
サービス提供時間	9:00～18:00			
休日	日曜日、祝日、12月30日～1月3日			
営業地域	安佐南区、安佐北区			
管理者	看護師 谷口 久美子			
従業者	職種	員数	職種	員数
	管理者	1	看護職員（常勤3 非常勤2）	5
	理学療法士	2		

### <基本方針>

要介護、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指します。

### <運営方針>

- ① 運営に当たっては、健康保険法、介護保険法並びに関連する法令等の趣旨及び内容に沿ったものとし、ます。
- ② 利用者の要介護、要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- ③ 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ④ サービスの提供に当たっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- ⑤ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- ⑥ サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。

## ＜サービス内容＞

事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

### (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ①病状・障害の観察      ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話      ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション      ⑥ターミナルケア      ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導      ⑨カテーテル等の管理      ⑩その他医師の指示による医療処置

### (2) 訪問看護計画に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

### (3) 訪問看護報告書の作成

## ＜訪問担当職員の禁止行為＞

職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

<ご利用料金>

(1) 訪問看護の利用料

【介護保険】

(2024.6月現在)

★1単位当たり、10.70円となります。

〔要支援（介護予防）〕

1回あたりの 所要時間	保健師、看護師の場合（1回あたり）				
	単 位 数	基本 利用料	利用者負担金 ※（注2）参照		
			1割	2割	3割
20分未満	303	3,242円	325円	649円	973円
20分以上 30分未満	451	4,825円	483円	965円	1,448円
30分以上 1時間未満	794	8,495円	850円	1,699円	2,549円
1時間以上 1時間30分未満	1090	11,390円	1,139円	2,278円	3,417円

※准看護師の場合は所定単位数の90/100で算定させていただきます。

1回あたりの 所要時間	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合 （1回あたり）				
	単 位 数	基本 利用料	利用者負担金 ※（注2）参照		
			1割	2割	3割
20分以上	284	2,967円	297円	594円	891円
12月超減算	-5	-53円	-6円	-11円	-16円

〔要介護〕

1回あたりの 所要時間	保健師、看護師の場合（1回あたり）				
	単 位 数	基本 利用料	利用者負担金 ※（注2）参照		
			1割	2割	3割
20分未満	314	3,359円	336円	672円	1,008円
20分以上 30分未満	471	5,039円	504円	1,008円	1,512円
30分以上 1時間未満	823	8,806円	881円	1,762円	2,642円
1時間以上 1時間30分未満	1128	12,069円	1,207円	2,414円	3,621円

※准看護師の場合は所定単位数の90/100で算定させていただきます。

サービス 内容	保健師、看護師の場合（月1回）				
	単 位 数	基本 利用料	利用者負担金 ※（注2）参照		
			1割	2割	3割
定期巡回	2961	31,682円	3,169円	6,337円	9,505円
定期巡回 （要介護5）	3761	40,242円	4,025円	8,049円	12,073円

1回あたりの 所要時間	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合 （1回あたり）				
	単 位 数	基本 利用料	利用者負担金 ※（注2）参照		
			1割	2割	3割
20分以上	294	3,145円	315円	629円	944円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※介護認定の有効期限が切れている場合は全額負担の時もあります。

## 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

種 類		単位数	基本利用料	利用者負担金		
				1 割	2 割	3 割
夜間 早朝 深夜 加算	夜間（18時～22時） 又は早朝（6時～8時） に提供する場合		上記利用料の 25%			
	深夜（22時～翌朝 6時） に提供する場合		上記利用料の 50%			
複数名 訪問加算	複数の看護師等が 30分未満	254	2,717 円/回	272 円	544 円	816 円
	複数の看護師等が 30分以上	402	4,301 円/回	431 円	861 円	1,291 円
長時間訪問看護加算		300	3,210 円/回	321 円	642 円	963 円
初回加算 I (退院日の場合)		350	3,745 円/月	375 円	749 円	1,124 円
初回加算 II		300	3,210 円/月	321 円	642 円	963 円
退院時共同指導加算		600	6,420 円/回	642 円	1,284 円	1,926 円
緊急時訪問看護加算		600	6,420 円/月	642 円	1,284 円	1,926 円
特別管理加算 I		500	5,350 円/月	535 円	1,070 円	1,605 円
特別管理加算 II		250	2,675 円/月	268 円	535 円	803 円
専門管理加算		250	2,675 円/月	268 円	535 円	803 円
口腔連携強化加算		50	535 円/月	53 円	105 円	157 円
サービス提供体制加算 I 1		6	64 円/回	7 円	13 円	20 円
サービス提供体制加算 I 2		50	535 円/月	54 円	107 円	161 円
ターミナルケア加算 (要介護のみ)		2500	26,750 円/月	2,675 円	5,350 円	8,025 円

## 【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

種 類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に 居住する利用者等へ のサービス提供減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所と同一の建物に居住する利用者</li> <li>・ 一月当たりの利用者が 20 人以上居住する 建物の利用者</li> </ul>	上記基本部分の 90%

# 【医療保険】

(2024.6月現在)

種類	算定条件	利用料	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱ	週3日目迄	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同1日に3人以上)	週3日目迄	2,780円	278円	556円	834円
	週4日以降	3,280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合		5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問	7,440円	740円	1,490円	2,230円
	2日目以降の訪問	3,000円	300円	600円	900円

## 〔加算〕

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

種類	内容	利用料	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
24時間対応 体制加算	利用者の同意を得て、利用者・家族等から電話等で看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う場合（1月につき）	6,800円	680円	1,360円	2,040円
緊急訪問 看護加算	利用者・家族等の求めに応じて主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合（1日につき）	月14日目迄 2,650円	265円	530円	795円
		15日目以降 2,000円	200円	400円	600円
特別管理 加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理 加算Ⅱ		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同 指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする場合2回）	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理 指導加算	退院後、特別な管理が必要な利用者に対して、退院時共同指導を行った場合	2,000円	200円	400円	600円
退院支援 指導加算	退院当日に訪問看護が必要であると認められ、その日に在宅での療養上の指導を行った場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円

夜間・早朝 訪問看護加算	夜間（18時～22時）又は早朝 （6時～8時）に訪問看護を行った場 合	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問 看護加算	深夜（22時～翌朝6時）に訪問看護 を行った場合	4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問 看護加算	利用者の同意を得て、同時に複数の看 護職員が指定訪問看護を行う場合	4,500円	450円	900円	1,350円
難病等複数回 訪問加算	特別訪問看護指示書期間中に必要に 応じて、1日に2回訪問した場合	4,500円	450円	900円	1,350円
	特別訪問看護指示書期間中に必要に 応じて、1日に3回以上訪問した場合	8,000円	800円	1,600円	2,400円
長時間訪問 看護加算	長時間の訪問を要する利用者に対し て、1回の訪問看護が90分以をを超え た場合（週1回）	5,200円	520円	1,040円	1,560円
在宅ターミナル ケア加算1	利用者の死亡日前14日以内に2回以 上ターミナルケアを行った場合（当該 月につき）	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
在宅ターミナル ケア加算2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
在宅患者連携 指導加算	利用者の同意を得て、訪問診療を実施 している医療機関等と情報共有を行 い、それを踏まえた療養上の指導を行 った場合（月に1回）	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者 緊急時等 カンファレンス 加算	利用者の状態の急変に伴い、医師の求 めにより、医師や薬剤師等と共同で訪 問し、カンファレンスに参加し、療養 上必要な指導を行った場合（月2回）	2,000円	200円	400円	600円
訪問看護 情報提供 療養費	利用者の同意を得て、市町村等に対し て指定訪問看護の状況を示す文書に 添えて、保健福祉サービスに必要な情 報を提供した場合 （月1回）	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護 ベースアップ 評価料 （令和6年7月～）	産業全体で賃上げが進む中、医療現場 で働く方々の賃上げを行い、人材確保 に努め、良質な医療提供を続けること ができるようにするための取組です （月1回）別途資料参照	780円	78円	156円	234円

※ 緊急時訪問看護加算（介護保険）または 24 時間対応体制加算（医療保険）は、24 時間対応できる体制を整備し、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。

体制は以下の通りです。

- ①緊急対応の必要性を看護師が速やかに判断できる連絡体制と緊急訪問が可能な体制を整備しています。
- ②看護師以外の職員が利用者やその家族からの電話相談に対応するためのマニュアルを整備しています。
- ③看護師以外の職員は、電話相談を受けた際に看護師に報告し、報告を受けた看護師がその内容を訪問看護記録書に記録します。
- ④営業時間外の対応に関して、利用者からの電話連絡があれば事務所の電話機から当番携帯電話へ転送され、自宅待機職員が対応します。必要に応じて訪問し、サービス提供を行います。

※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定します。

(ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ ・ 末期の悪性腫瘍
- ・ 多発性硬化症
- ・ 重症筋無力症
- ・ スモン
- ・ 筋萎縮性側索硬化症
- ・ 脊髄小脳変性症
- ・ ハンチントン病
- ・ 進行性筋ジストロフィー症
- ・ パーキンソン病関連疾患
  - 進行性核上性麻痺
  - 大脳皮質基底核変性症
  - パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）
- ・ 多系統萎縮症
  - 線条体黒質変性症
  - オリーブ橋小脳萎縮症
  - シャイ・ドレーガー症候群
- ・ プリオン病
- ・ 亜急性硬化性全脳炎
- ・ ライソゾーム病
- ・ 副腎白質ジストロフィー
- ・ 脊髄性筋萎縮症
- ・ 球脊髄性筋萎縮症
- ・ 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ・ 後天性免疫不全症候群
- ・ 頸髄損傷
- ・ 人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

## (2) その他の費用について

### ①交通費

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。但し、自動車を使用する場合は通常の事業の実施地域を越えた地点から路程 1km あたり 20 円請求いたします。

②死後処置代 10,000 円

## <利用料等のお支払方法>

- (1) 1 か月分の利用料、その他の費用を月末に締め、請求書を翌月中旬に手渡し又は郵送致しますので指定期日までにお支払いください。
- (2) お支払いは指定の預貯金口座から毎月 26 日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に自動振替とさせていただきます。なお、自動振替の契約が別途必要となります。
- (3) 自動振替をされない方は現金で高橋内科小児科医院の受付で指定期日までにお支払い下さい。

## <秘密の保持>

- (1) 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 業務上知り得た利用者又は家族の秘密は、従業者でなくなった後においても漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 別紙の「医療法人あすか介護事業所の個人情報の利用目的」において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は予め文書により利用者及びその家族の同意を得ます。

## <苦情のご相談>

### 当事業所の苦情相談窓口

- (1) 提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。
- (2) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行います。

相談・問い合わせ先	連絡先	受付時間
あすか訪問看護ステーション (サービス提供に関しての苦情相談窓口)	電話 082-831-5560 苦情解決責任者 管理者 谷口 久美子 苦情受付担当者 看護職員 前原 智里	9時00分～ 18時00分

## 介護保険に関する相談・問い合わせ窓口

広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783 受付時間 8時30分～17時50分
広島市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 082-504-2183 受付時間 8時30分～17時50分
広島市安佐南区厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市安佐南区中須一丁目38番13号 電話番号 082-831-4943 受付時間 8時30分～17時50分
広島市安佐北区厚生部 健康長寿課介護保険係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 電話番号 082-819-0621 受付時間 8時30分～17時50分

## 医療保険に関する相談・問い合わせ窓口

広島県後期高齢者医療広域連合	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階 電話番号 082-502-7822 受付時間 8時30分～17時50分
広島市健康福祉局保健部 保健医療課 保健医療係	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 082-504-2178 受付時間 8時30分～17時50分

## <ご利用にあたってのお願い>

- ・ 保険証や医療受給者証等の書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- ・ 法律により金品・物品の受け取りは一切できませんので、ご協力ください。

## <虐待の防止について>

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	看護師 谷口 久美子
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## <身体的拘束の禁止>

- (1) 身体拘束及びその他の行動制限の一切を原則禁止します。
- (2) 本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクのほうが高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人または家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行えるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。
- (3) 身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みをすることを目的に、身体的拘束廃止委員会を設置します。

## <業務継続計画の策定等について>

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## <衛生管理等>

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

<その他>

家族への連絡	希望により、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも連絡致します。
緊急時の対応	サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、利用者及び家族の予め指定された緊急連絡先に緊急連絡します。
事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者又はその利用者の家族に重大な過失がある場合はこの限りではありません。
記録の保管	サービス提供の記録について、5年間保管していますので、閲覧及び写しの交付（実費）が本人及び家族に限り可能です。
重要事項説明書	重要事項が変更された場合、利用者にもその内容を文書で通知致します。軽微な変更においてはこの限りではありません。
契約の終了	1週間の予告期間をおいて、この契約を解約することができます。

重要事項説明者